

規制緩和・新「特定活動（46号）」2019年5月からスタート！

通訳や翻訳の業務をしながら、工場のラインや現場の仕事が可能となる新しい在留資格がスタートしました！

監理団体（組合）や登録支援機関なしに、外国籍の方を直接雇用でき、幅広い業務を担当してもらえるので、うまく活用していきたいところです。技能実習生を受け入れている企業様、顧客に外国人がいる企業様、積極的にご検討される価値があると思います！

こんな業務が可能になります（一例）。

- ① 工場のラインで、作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行う。
- ② ホテルや旅館で、外国語によるホームページの開設、外国人客への通訳、他の外国人従業員への指導、ベルスタッフやドアマンとして接客。※客室の清掃にのみ従事するのはNG。
- ③ 飲食店での接客業務。外国人客に対する通訳を兼ねる。※厨房での皿洗いや清掃のみに従事はNG。

要件

- ① 日本の4年制大学の卒業または日本の大学院の修了。※短期大学や専門学校はNG。
- ② 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上
※大学または大学院において「日本語」を専攻した方は②を満たすものとする。

詳しくは、出入国在留管理庁のガイドライン（<http://www.moj.go.jp/content/001294971.pdf>）をご参照ください（代表・村上）。

労働審判という制度をご存知ですか？

会社と従業員の間で生じたトラブルを解決する手段はいくつかありますが、裁判（訴訟）とは別によく使われるものとして、労働審判という制度があります。労働審判は裁判所を使って労務トラブルを解決するという点では訴訟と同じなのですが、手続きがとても速く進むというのが訴訟との違いです。労働審判は、裁判所からの書類を受け取った経営者の方が大慌てで弁護士のところへ駆け込むことが多い制度です。

労働審判は、解雇が無効だとか、残業代を請求するなどといったケースでよく使われます。経営者の方が慌てる一番の理由は、申立書が届いてから、会社側の反論を書いた書面（答弁書といいます）を提出するまでの期間が、一般的にわずか3週間程度しかないからです。しかも、この労働審判という制度は、原則3回までしか期日が開かれないため、初回期日までに主張をすべて出しておくことが求められます。ただでさえ、書面の提出期限がすぐ迫っているのに、全部の主張を出せというのは会社側にあまりに酷です。そのため、すぐに弁護士に相談して、書面の作成に取り掛かる必要があります。

顧問弁護士がいる場合は、会社の事情をある程度把握されているでしょうから、書面作成もスムーズに進むことが多いでしょう。経営者の方としても安心して任せられます。ですが、顧問弁護士がいない場合は、対応してくれる弁護士を探すところから始めなければいけないので、とても大変です。弁護士としても、時間がない中その会社を理解するところからスタートしなければいけないので、非常に厳しい業務になります。労働審判の対応をしていると、顧問弁護士の必要性を痛感します（代表・鶴岡）。

弁護士の採用活動シーズンです

東京三会就職 合同説明会 参加



10月上旬、第73期司法修習生等 東京三弁護士会就職合同説明会に参加しました。多くの修習生に当事務所のブースに来訪いただき、経営者の考え、事務所の業務内容、労働条件、実績等を説明する機会を持つことができました。



事務所説明会 開催

当事務所では、10月中旬から下旬にかけて、事務所説明会を4回実施しました。事務所の雰囲気等、とびら法律事務所を肌で感じていただきました。来年の1月から新しい弁護士が1名増えます。また更に弁護士の採用を積極的に行い、引き続きサービス向上に向けた取り組みに努めてまいります（事務局・長野）。



企業専門部のこぼれ話



あっという間に師走。
気付けば大掃除の時期ですね。

とびら法律事務所でも、年末に所員全員で事務所の大掃除を行っています。（大掃除が終わると、そのまま忘年会に流れ、美味しいビールを味わいます。今年も楽しみです。）

もちろん、普段からこまめに掃除をしていればそんなには負担にならないのですが、中々手がまわらないものです。そんな時に私が是非オススメしたいのが家事代行サービス。

基本的には自宅にある清掃用具・調理道具で家事をしてもらうので、流石にクリーニング業者や料理人の仕事とは異なりますが、ちょっと掃除好きでお料理上手な実家のお母さんに来てもらうイメージで依頼すると、とてもいい仕事をしてくれます。



スポット依頼もできますので、普段から家事はしているけれどちょっと息を抜きたい、いつも頑張ってくれている奥さんへのプレゼントに、はては自社従業員へ福利厚生としてもオススメです（事務局・吉永）。



弁護士法人
とびら法律事務所
TOBIRA Legal Professional Corporation

TEL 043-306-7380 千葉市中央区新町3-7高山ビル7階
<https://chiba-gaikokujin.com/>

とびら法律事務所 外国人

検索

